

(添付資料)

## 原子力事業者防災業務計画の修正の要旨

平成14年8月26日  
核燃料サイクル開発機構

### 1. 目的

原子力災害対策特別措置法(平成12年6月16日施行)第7条第1項に基づき、  
新型転換炉ふげん発電所および高速増殖炉もんじゅ建設所の原子力事業者防災業務計  
画に諸般の状況変化を反映させ、これら計画の適正化を図る。

原子力災害対策特別措置法第7条第1項(抜粋) -

原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、.....中略.....原子力事業者防災業務  
計画を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認  
めるときは、これを修正しなければならない。

### 2. 修正した日

平成14年8月26日

### 3. 修正の内容

#### (1) 地方公共団体の組織変更に伴う修正

平成14年4月に行われた敦賀市の組織変更に伴い、通報箇所等の記載を修正した。

#### (2) 福井県緊急時環境放射線モニタリング実施要領の改訂に伴う修正

福井県緊急時環境放射線モニタリング実施要領が平成14年3月に改訂され、当機  
構からの派遣要員数等が見直されたため、関係する記載を修正した。

#### (3) 原子力防災センターの開設に伴う修正

平成14年2月に福井県敦賀原子力防災センターが開設されたため、その呼称を反  
映するとともに、関係する通報先の修正を行った。

#### (4) 通報連絡経路の見直し

関係する自治体に対策本部が設置された場合にも対応した記載とした。

以上